

市議会におけるパブリック・コメント（市民意見募集）手続の実施について

（回答率 100%）

中核市 62市

近隣市 8市（千葉、習志野、市原、八千代、市川、松戸、鎌ヶ谷、浦安）

1. 議会として実施済み

中核市 35/62

近隣市 2/8（市原、鎌ヶ谷）

2. 実施根拠

中核市

- ・市の実施要綱等に準じて実施 27/35
- ・議会で独自に定めた実施要綱 6/35——※1
- ・先例・申し合わせ等 2/35——※2

近隣市

- ・市の実施要綱等に準じて実施 2/2

3. 対象とする案件

（議会独自に実施対象を定めている8市（上記※1・※2）の主な例）

- ・議会基本条例の素案
- ・議会が策定した基本方針又は基本的な事項を定める条例の制定若しくは改廃
- ・委員会または議員が提案するもので成立が見込まれる政策的な議案について、その趣旨、目的、内容等について市民の意見等の提出を受けることが必要な場合
- ・議会の組織や運営に関する条例以外の政策的な行政関係条例
- ・議員又は委員会の提出による条例案
- ・特にパブリック・コメントを実施する必要があると認めるもの 等

4. 過去に対象とした案件（実績）

中核市

- ・ 議会基本条例
- ・ 議員定数条例
- ・ 政務活動費の交付に関する条例
- ・ 市議会議員政治倫理条例
- ・ 歯及び口腔の健康づくり推進条例
- ・ 空き家等の適正管理に関する条例
- ・ 自殺対策基本条例 等

近隣市

- ・ 鎌ヶ谷市空き家等の適正管理に関する条例
- ・ 市原市スポーツ振興条例

※直近3回の事例（案件）を各市に確認したところ、中核市・近隣市ともに会議規則・委員会条例を対象とした事例なし